

御意見及びそれに対する金融庁・総務省の考え方

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	許容します。	賛同意見として承ります。	なし
2	<p>「金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室」及び「総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課」が提唱している内容では、「郵政民営化」と明記している事から、民営の構造なのだから、「国家（官公庁）」が、郵便局の経営に対し、係わる問題では、無いです。具体的には、民営企業とは、経営が行き詰ると、「破綻（バンククラフト）」させる為に、民営化なのです。「国家（官公庁）」が、民間企業に対し、「法令（ルール）」を作るだけで有り、「国家（官公庁）」が、民間企業の経営に、介入する事は無駄です。要約すると、三権分立における「行政、立法、司法」等から成る行政での分野の「国家（官公庁）」が、郵便局に係わる事では、無いです。郵便局が、民営かなのだから、「破綻（バンククラフト）」しても、民事再生法は、棄却するべきです。郵便局が、「破綻（バンククラフト）」すれば、新たに郵便局に変わる「巨大物流企業（グレートロジスティックカンパニー）」等が、日本国の内外における民間から参入が、出来るのです。例えばですが、「反知性主義（アンティーインテリジョンズ）」の独裁社会主義の日本国家が、「国家破綻（デフォルト）」しても、問題は無く、私の様な「知性主義（インテリジョンズ）」の日本人から見ると、民主資本主義における「グローバル（国際性）」及び「イノベーション（技術革新）」での「創造的破壊（スクラップアンドビルドアップ）」を、導入するべきと、私は考えます。日本国が、「国家破綻（デフォルト）」すれば、今を上回る日本国家に成れる、「チャンス（機会）」なのです。民営化に対し、日本国家が、民間企業に対し、「法令（ルール）」を作る事は、正論ですが、民間企業の経営に、介入する事は、無駄な事です。日本国家</p>	御意見として承ります。	なし

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>の国家主権の経営は、日本国民の国民主権に、任せる事です。日本国家の「国家破綻（デフォルト）」や日本の民間企業の「倒産（バンククラフト）」等は、国民側の私の知る事では、無いのです。</p>		
3	<p>郵政民営化は失敗であった。郵便の紛失くらいで司法警察が動いてくれた試しがない。断固として郵政民営化は取り消して監察制度の復活を期待したい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
4	<p>私たちは、「地域金融機関の永続的発展がそこに働く者の社会的、経済的地位の向上に繋がる」という見地から産業政策活動に積極的な取り組みを行っています。</p> <p>さて、私たちは従来から、郵政改革については「民間金融機関とのイコールフットィングの観点から公正な判断が下されることが重要である」ことを強く主張してきました。</p> <p>そうした中、ゆうちょ銀行は 2016 年 4 月、従来の預入限度額 1,000 万円から 1,300 万円への引き上げを実施しました。また、一般の郵政民営化委員会においては顧客の利便性向上を理由に、通常貯金及び定期・定額貯金で各 1,300 万円の合計 2,600 万円という、更なる引き上げの実施を提言しています。</p> <p>ゆうちょ銀行については、2015 年 11 月に東京証券取引所に上場した一方で、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式全部処分についての道筋は、依然として具体的に示されていません。そうした「暗黙の政府保証」が未だに存在していると言わざるを得ない中で、預入限度額の更なる引き上げに向けた動きが加速していることは誠に遺憾であり、加えてこうした動きは、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間で見られる連携・協調の流れに悪影響を及ぼしかねないと考えます。</p> <p>については、私たち民間金融機関との公正な競争条件が確保され、</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものです。</p>	<p>なし</p>

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>ゆうちょ銀行の肥大化及び地域金融機関の経営や金融仲介機能の阻害に繋がることのないよう、一層慎重な審議に基づき、適切な判断が下されることを強く要望いたします。</p>		
5	<p>限度額を撤廃すべきと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>相続が発生した場合、ゆうちょ銀行の相続人預入分及び被相続人預入分を概ね合算することとなりますが、今回の措置を行ったとしても、ゆうちょの限度額「枠」内では現預金の保管上、「枠」が足りないことがあります。そこを法令で縛ることの内容に、時代に即した対応をお願いしたいと考えます。</p> <p>都市部の金融機関が多い地域に対し、地方都市の中心業務地区周辺の地域にあっても、支店撤退、窓口業務の縮小が進んでおります。中山間地だけではなく地方都市縁辺部にあっても、相続の手続きは、等しく、対応に迫られます。個人で1300万円以上の流動性現預金を管理するという頻度が多くなっていくと考えています。主に高齢化・少子化により低親等の相続人が少なくなる現状にある中、相続人となる方々の絶対数がしぼんでいくことで、地方に窓口機能を多く持っているゆうちょ銀行の存在はますます高まってきたと考えます。また、相続された定期性貯金にあっては、契約上、相続されても定期性預金のままであり、合計で2600万円などという机上の論理では、実際問題、解決できないことがあります。</p> <p>一方で、コンプライアンスについては、民間資本の入ったゆうちょ銀行ですから、徹底されておられるかと考えます。限度額を超えた部分は、従前は、ゆうちょ銀行においては個人向け国債等で吸収していたはずですが、個人向け国債が窓口販売されない昨今にあ</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、相続資金の問題も含め、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものです。</p> <p>将来の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化法の規定及び今回の郵政民営化委員会の意見書の内容を踏まえたうえで検討が行われるべきものと考えております。</p>	なし

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>って、こうした預金者の限度額を超えた資金が、他金融機関に預替えされるといふ預金者行動を考えれば、決して、今回の限度額上昇では足りるものではないと考えます。また、将来的な相続の増加を考えた場合、結果的に預金量の不安定化ということを引き起こし、ゆうちょ銀行の経営の根幹にも影響が出ると考えます。</p> <p>そこで、ゆうちょ銀行の完全民営化ということ政府が目指すのであれば、「ふつうの」民間銀行窓口機能として、限度額の撤廃の「検討」はあってしかるべきではないかと考えます。</p>		
6	<p>1. 基本的な考え方</p> <p>私どもはかねてより、郵政民営化の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことに他ならないと主張してきた。</p> <p>改正郵政民営化法の附帯決議では、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすことが求められているにもかかわらず、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は何ら示されておらず、依然として民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いている。</p> <p>今般意見募集に付された「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）」の概要では、ゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金について、預入限度額を別個に設定することとし、それぞれ1,300万円とする案が示されている。</p> <p>上記のように、預入限度額規制が緩和された場合、金融システムの安定、すなわち全体最適と、ゆうちょ銀行の企業価値の向上、すなわち部分最適の双方の観点から、次に述べるような懸念が考え</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものです。</p> <p>金融庁・総務省としては、他の金融機関及びゆうちょ銀行の預貯金残高の動向について、モニタリングを実施し、必要に応じた対応を行ってまいります。</p> <p>貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃することについては、必要な手続きを踏まえた上で可能な限り早期に実現されることが重要であると考えており、日本郵政グループの対応状況をモニタリングしてまいります。</p> <p>ゆうちょ銀行の株式売却の状況を含め、日本郵政グループビジネスモデルの再構築に向けた取組について、日本郵政グループの対応状況をモニタリングしてまいります。</p> <p>将来の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化法の規定及び今回の郵政民営化委員会の意見書の内容を踏まえたうえで検討が行われるべきものと考えております。</p>	なし

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>られる。</p> <p>まず、意図せざる資金シフトが生じた場合等には、金融システム全体の安定性を脅かすだけでなく、地域の金融システムに多大な悪影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>また、預入限度額規制の緩和が、ゆうちょ銀行のさらなる規模拡大をもたらす場合、金利上昇に伴うリスクが一層増加し、将来的な国民負担の発生に繋がりがねない懸念がある。加えて、ゆうちょ銀行が中期経営計画で掲げる「運用の高度化・多様化」の阻害要因に繋がることで企業価値向上への悪影響を及ぼしかねず、ゆうちょ銀行自身の部分最適にすらならない懸念もある。</p> <p>私どもとしては、ゆうちょ銀行を始めとする日本郵政グループが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すなか連携を進めているが、預入限度額規制の緩和は、これまで着実に醸成されてきた民間金融機関との相互信頼関係にもとづく連携・協働の動きに水を差すこととなり、地域経済の活性化や国民の安定的な資産形成の促進に大きな悪影響を与えることにもなりかねない。</p> <p>したがって、ゆうちょ銀行の預入限度額規制を緩和するのであれば、民間金融機関との公正な競争条件が確保されていないなかで行われるものであることを十分踏まえ、日本郵政グループ、政府および郵政民営化委員会において、これまで述べてきた懸念の顕在化が未然に防止されるよう、適切な対応（具体的な内容は項番2をご参照）が講じられることを強く要望する。</p> <p>2. 預入限度額規制の緩和にあたっての具体的な条件</p> <p>昨年（平成30年）12月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」におい</p>		

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>て、日本郵政グループおよび政府に対して求められている「2点の取組」（以下「附帯条件」という。）を着実に実施することが極めて重要である。また、日本郵政グループがこれらの取組状況に関して積極的に情報開示を行うほか、政府において、当該取組みの進捗状況等について厳格な管理・検証が行われることも求められる。</p> <p>これらの取組みは、今般の政令案の概要には含まれていないものの、預入限度額規制の緩和にあたっての条件として、パブリックコメントの手続きの中で明確な方針を示していただきたい。</p> <p>具体的には、「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること」について、預入限度額規制の緩和と同時に実施する必要がある。また、日本郵政グループおよびゆうちょ銀行自身から継続的に説明がなされるなど、附帯条件を遵守していくための実効的な枠組みが構築されることも不可欠である。</p> <p>加えて、たとえば、ゆうちょ銀行が総合口座内で提供しているオートスウィングサービスの機能拡充など、預入限度額規制を緩和せずとも、お客さまの利便性向上に繋がる取組みを、主体的に進めていくことも引き続き求められる。</p> <p>預入限度額規制を緩和するのであれば、政府および郵政民営化委員会は、それに先立って、日本郵政グループによる上記の取組みに係る計画についての報告を求めることが必要である。また、規制緩和を行った場合も、取組みの進捗状況についての定期的な報告を求めるなど、日本郵政グループにおけるガバナンスの発揮状況を含め、継続的にモニタリングすべきである。さらに、預入限度額規制の緩和後の貯金残高の動向や具体的な事例等について、ゆうちょ銀行・民間金融機関双方からの情報収集にもとづくモニタリ</p>		

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>ングを実施する必要がある。加えて、こうしたモニタリング等を通じて問題点を確認した場合には、その解消に向けた措置が速やかに講じられるよう、実効的な枠組みを構築することも不可欠である。</p> <p>附帯条件においては、併せて、将来の預入限度額規制の見直しについて、「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること」とされている。</p> <p>改正郵政民営化法やその附帯決議において、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式について、できる限り早期に全部売却を目指すとしており、日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすよう努めることとされている。また、改正郵政民営化法における基本理念として、「利用者利便の向上」とともに、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことが掲げられていることを踏まえれば、将来の見直しについて、通常貯金の預入限度額の「緩和・引上げ」ありきではなく、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を勘案した極めて慎重な判断がなされることを強く要望する。</p>		
7	<p>今般、意見募集に付された「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）の概要」において、ゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金につき、預入限度額を別個に設定することとし、それぞれ1,300万円とする案が示された。</p> <p>われわれは、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋が何ら示されておらず、依然として民間金融機関との公正な競争</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものです。</p> <p>金融庁・総務省としては、他の金融機関及びゆうちょ銀行の預貯</p>	なし

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>条件が確保されていない状況が続いているなか、ゆうちょ銀行の預入限度額を引き上げることは、以下のような大きな弊害を惹起する懸念があると考えます。</p> <p>まず、預入限度額の引上げ後、意図せざる資金シフトが生じた場合等には、金融システム全体の安定性を脅かすだけでなく、地域の金融システムに多大な悪影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、ゆうちょ銀行にとっても、預入限度額の引上げにより貯金残高が増加すれば、現在のマイナス金利政策下では収益の圧迫要因となるうえ、市場急変時等に顕在化し得るリスクを一層高めることとなる。</p> <p>さらに、預入限度額の引上げを契機として、国の信用を背景とした貯金獲得などが行われれば、これまで着実に醸成されてきた地域金融機関との相互信頼関係にもとづく連携・協働の動きに水を差すことになり、地域経済の活性化や国民の安定的な資産形成の促進に大きな悪影響を与えかねない。</p> <p>われわれは、預入限度額の引上げにあたって、こうした弊害が現実化することのないよう、適正な対応がとられる必要があると考えます。こうした観点から、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」（以下「意見」）が、日本郵政グループおよび政府に対し求めている「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること」は極めて重要であり、本政令の施行日は、インセンティブの撤廃が確認された後とすることが必要と考えます。</p> <p>また、インセンティブの撤廃が確実に実施されたことが広く確認できるよう、政府と郵政民営化委員会は、日本郵政グループおよびゆうちょ銀行に対し、撤廃への取組み結果（他の評価項目に振り</p>	<p>金残高の動向について、モニタリングを実施し、必要に応じた対応を行ってまいります。</p> <p>貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃することについては、必要な手続きを踏まえた上で可能な限り早期に実現されることが重要であると考えており、日本郵政グループの対応状況をモニタリングしてまいります。</p> <p>将来の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化法の規定及び今回の郵政民営化委員会の意見書の内容を踏まえたうえで検討が行われるべきものと考えております。</p>	



No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>替えた場合はその状況を含む)を同委員会に報告するとともに、公表するよう求めるべきである。</p> <p>なお、郵政民営化委員会の「意見」は、「将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること」としている。</p> <p>郵政民営化法は、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念とするとともに、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行の株式の全部処分を目指し、できる限り早期に処分することを求めている。将来の見直しについては、通常貯金の預入限度額の「緩和・引上げ」ありきではなく、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を勘案した慎重な検討を行うべきである。</p>		
8	<p>昨年12月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」において示された、ゆうちょ銀行の預入限度額を2倍とする大幅な再引上げは、今後の金融経済状況如何によっては、ゆうちょ銀行への大幅な資金シフトを生じさせるとともに、信用組合の経営にも多大な影響を与えることとなりかねず、極めて遺憾である。</p> <p>一方で、同意見書では附帯条件として、(1)貯金獲得に係るインセンティブの撤廃、(2)バランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することをさらなる通常貯金預入限度額の検討の条件とする、とされている。</p> <p>この附帯条件は、私どもの強い懸念について一定程度共有いた</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものです。</p> <p>貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃することについては、必要な手続きを踏まえた上で可能な限り早期に実現されることが重要であると考えており、日本郵政グループの対応状況をモニタリングしてまいります。</p> <p>金融庁・総務省としては、他の金融機関及びゆうちょ銀行の預貯金残高の動向について、モニタリングを実施し、必要に応じた対応を行ってまいります。</p>	なし

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>だいたの結果と理解しており、ゆうちょ銀行は、今後、これらの附帯条件を遵守する必要がある。</p> <p>特に、本政令案の預入限度額の引上げは、(1)の附帯条件である貯金獲得に係るインセンティブの撤廃の履行を条件として実施される必要がある。</p> <p>したがって、関係当局は、貯金獲得に係るインセンティブの撤廃の履行を確認したうえで、本政令案の施行日を定めるべきである。</p> <p>また、今後は、引き続き預入限度額再引上げ後の預金シフト状況等を監視するとともに、個々の信用組合の経営や我が国の金融システムに影響を及ぼすことのないよう注視していく必要がある。</p>	<p>将来の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化法の規定及び今回の郵政民営化委員会の意見書の内容を踏まえたうえで検討が行われるべきものと考えております。</p>	
9	<p>委員会の意見の中で、「日本郵政グループ及び政府に対し、貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること。 ※給与振込口座の獲得など顧客基盤拡大を評価項目とすることを否定するものではない」とあります。</p> <p>私は、簡易郵便局を個人で受託契約している者ですが、この意見に簡易郵便局が含まれているのであれば大反対致します。</p> <p>約4,000局の簡易郵便局の89%は個人受託者です。過疎地に立地する局が多く非常にローコストでの運営を強いられています。委託料は月額基本額約27.9万円+取扱料+加算額となっておりこれで局舎料や維持管理従業員の給料すべてを賄っています(平成20年を最後に値上げはこれ以降ありません)。インフラとして病気が、忌引きで休むことは許されず1人ではとても運営できないので補助者2名が義務付けられています(常勤でなくてもよい)。</p> <p>こんな簡易郵便局の手数料から貯金獲得(定期・定額貯金)の加算額が頂けなくなれば非常に苦しい状況に陥ります。加算額は手</p>	<p>貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃することについては、必要な手続きを踏まえた上で可能な限り早期に実現されることが重要であると考えており、日本郵政グループの対応状況をモニタリングしてまいります。</p> <p>なお、本措置については、銀行代理業者である簡易郵便局も対象となりますが、貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃することを求めるものであり、総額の縮小を求めるものではないと考えております。</p>	なし

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>数料に占める割合も多いので影響が大きい。従業員のリストラ、場合によっては廃業を考える局もでると思われれます。</p> <p>また、給与振替口座獲得など代替については過疎地の立地であることを十分考慮し現在の加算額同等の金額を実際に稼げる代替案でないと駄目です。</p> <p>簡易郵便局の多くはコンビニも農協も無い過疎地の最後の砦として、身を削りながら皆さん頑張っています。限度額を上げて地域の為にとの趣旨は十分わかりますが、今回のご意見の影響で逆に受け皿を無くしてしまうことや、リストラのきっかけとなってしまうこともありますので、更に丁寧なご意見をご検討頂けますようお願い致します。</p>		
10	<p>私たちは、日本郵政グループが、ユニバーサルサービスを維持し、良質なサービスを提供するとともに、健全な経営推進をはかっていくためには、民間企業として当たり前の経営の自由度を担保していただく必要があると考えています。</p> <p>具体的には、新商品・サービスの認可、限度額などの上乗せ規制の早期撤廃が必要不可欠であると考えています。</p> <p>つきましては、政令（案）のと通りの改正を早期に実現していただくとともに、限度額規制の撤廃に向けた更なる検討を要望するものです。</p> <p>他方、昨年12月26日に郵政民営化委員会から示された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する意見」においては、ゆうちょ銀行の預入限度額見直しの検討にあたって、日本郵政グループ及び政府に対し、「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること」を求めています。</p> <p>ゆうちょ銀行の定額貯金・定期貯金については、永年にわたりお</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものです。</p> <p>将来の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化法の規定及び今回の郵政民営化委員会の意見書の内容を踏まえたうえで検討が行われるべきものと考えております。</p> <p>貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃することについては、必要な手続きを踏まえた上で可能な限り早期に実現されることが重要であると考えており、日本郵政グループの対応状況をモニタリングしてまいります。</p>	なし

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>客さまからご愛顧いただいている金融商品であり、郵便局の基盤商品の一つとなっています。</p> <p>現在は、総貯金残高の増加に向けニューマネーを積極的に集めるような営業活動は行っておらず、ゆうちょをご愛顧いただいている大切なお客さまに、ご利用を継続いただくための営業活動を展開しており、この取り組みは重要なものと認識しています。</p> <p>あわせて、現在の営業手当制度は、2008年10月から約5年間をかけ、労使協議で確立してきた制度であり、郵便局の渉外営業社員については、基本給の12%の原資を手当に移管しています。</p> <p>そうした観点から、現在の営業手当は、ゆうちょの基盤を支えるためのインセンティブであり、その見直しは、社員の営業活動に対するモチベーションや働き方、さらには、社員の生活への影響が大きいと考えます。</p> <p>つきましては、貯金獲得に係るインセンティブの撤廃については、丁寧かつ慎重な労使協議が必要であることを付け加えさせていただきます。</p>		
11	<p>昨年の「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」を受けて、今般、限度額規制を緩和する政令案の概要が公表され、意見募集に付された。</p> <p>私どもとしては、ゆうちょ銀行が完全民営化に向けた具体的な道筋を依然として示しておらず、民間金融機関との公平な競争条件が確保されていない状況が続いている中で、限度額規制を緩和する政令案の概要が示されたことは遺憾である。</p> <p>今般の限度額規制の緩和は、上述のとおり民間金融機関との公平な競争条件が確保されていないなかで行われるものであることを十分に踏まえ、郵政民営化委員会の意見において、日本郵政グル</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものです。</p> <p>貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃することについては、必要な手続きを踏まえた上で可能な限り早期に実現されることが重要であると考えており、日本郵政グループの対応状況をモニタリングしてまいります。</p> <p>将来の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化法の規</p>	なし

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>ープ及び政府に対して求められている2点の取組み（附帯条件）の着実な実施等が不可欠であり、以下の点を要望する。</p> <p>① 郵政民営化委員会の意見では、限度額規制の緩和とともに、日本郵政グループ及び政府に対し、「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること」を求めている。</p> <p>このため、政令の施行は、貯金獲得に係るインセンティブの撤廃と同時とすべきである。</p> <p>② また、将来の見直しについては、「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること」とされているが、通常貯金の預入限度額の「緩和・引上げ」ありきではなく、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を勘案した慎重な検討が必要である。</p> <p>③ 政府においては、以上の日本郵政グループの附帯条件の実施状況を厳格に検証するとともに、その結果についての関係者への前広な説明が必要である。</p>	<p>定及び今回の郵政民営化委員会の意見書の内容を踏まえたうえで検討が行われるべきものと考えております。</p>	
12	<p>郵政民営化の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことである。私どもはかねてより、民間金融機関との公正な競争条件を確保することが何よりも重要であるとの考え方にに基づき、ゆうちょ銀行の株式売却が進展しないまま、預入限度額規制の緩和によるゆうちょ銀行の規模拡大のみを先行させる動きに対しては、一貫して強く反対してきた。</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものです。</p> <p>金融庁・総務省としては、他の金融機関及びゆうちょ銀行の預貯金残高の動向について、モニタリングを実施し、必要に応じた対応</p>	なし

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>今般、このような私どもの主張が受け入れられないまま、預金者の利便性向上の名の下に、ゆうちょ銀行の預入限度額について、総枠で2倍にするという大幅な引上げが行われることは、極めて遺憾である。</p> <p>今回の限度額の引上げは公正な競争条件が確保されないままに行われることから、不測の資金シフトが生じた場合等には、金融システム全体の安定性を脅かすだけではなく、地域の金融システムに多大な悪影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>関係当局は、ゆうちょ銀行から十分なデータの提供を求めたうえで、限度額引上げ後の預金シフト（口座数・残高）の状況等を厳しく監視すべきである。</p> <p>「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」においては、(ア)郵便局における貯金獲得に係るインセンティブを撤廃すること、(イ)日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を2/3未満となるまで売却することを、更なる通常貯金限度額の検討の条件とする一旨の附帯条件が付されている。</p> <p>これら附帯条件は今後の預金シフトに対する一定の歯止めになるものと理解しているが、以下のとおり、この条件が遵守されることが極めて重要であり、関係当局にはその実現と検証を求めたい。</p> <p>(1) 上記附帯条件の(ア)については、限度額の見直しと同時にインセンティブの撤廃が行われるべきである。</p> <p>また、郵便局員が今回の限度額引上げを契機とした預金獲得・口座獲得に係る過度な営業活動を行うことがないよう、厳しく監視されるべきである。</p> <p>(2) 上記附帯条件の(イ)については、民間金融機関との公正な</p>	<p>を行ってまいります。</p> <p>貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃することについては、必要な手続きを踏まえた上で可能な限り早期に実現されることが重要であると考えており、日本郵政グループの対応状況をモニタリングしてまいります。</p> <p>将来の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化法の規定及び今回の郵政民営化委員会の意見書の内容を踏まえたうえで検討が行われるべきものと考えております。</p>	

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>競争条件の確保に向けた最低条件であり、この条件が満たされないままに更なる引上げが議論の俎上に上ることがあってはならない。</p> <p>また、仮にこの条件が満たされたとしても、郵政民営化法の基本理念に「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保」が掲げられていることを十分に踏まえ、通常貯金の預入限度額の引上げありきではなく、他の金融機関等との間の競争関係等を勘案した極めて慎重な判断をすべきである。</p> <p>なお、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかどうかについては、ゆうちょ銀行株の処分の状況に加え、例えば、非金融サービスの面での規制の相違など、幅広い観点から検証されるべきである。</p>		
13	<p>平成 28 年 4 月に限度額が引き上げられましたが、お客さまの利便や郵便局の事務負担の観点からは全く不十分です。また、その引上げによって、ゆうちょ銀行への資金シフトを懸念する声もありましたが、実際には資金シフトは発生せず杞憂でした。</p> <p>現在、お客さまは、退職金等のまとまった資金の預け入れができないほか、限度額を超えてしまった場合には払戻し等の不便を強いられています。限度額管理の仕組みは、定期性貯金の残高に応じて適切なオートスウィング基準額に設定・変更する必要があるなど、非常に複雑です。また、郵便局員は、お客さまが窓口で預け入れに来られた際、限度額超過の有無をチェックしなければならず、超過したお客さまには訪問等して払戻しのお願いをすることも負担となっています。</p> <p>こうしたお客さまの利便や郵便局の事務負担の問題を解消するためには、通常貯金と定期性貯金を分けて個別に預入限度額を設</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものであり、本年 4 月からの実施を目指してまいります。</p> <p>将来の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化法の規定及び、今回の郵政民営化委員会の意見書の内容を踏まえたうえで検討が行われるべきものと考えております。</p>	なし

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>けることが重要であり、その意味で、今般、通常貯金と定期性貯金を分けてそれぞれの限度額を 1,300 万円ずつとすることを内容とした郵政民営化法施行令（平成 17 年政令第 342 号）の一部を改正する政令案についてパブリックコメントが実施されたことは、当会として大いに評価するところです。</p> <p>つきましては、この限度額見直しを本年 4 月から確実に実施いただくため、円滑に準備を進めていただきたく存じます。</p> <p>また、当会としては、お客さまの利便や郵便局の事務負担の観点から今回の見直しはまだ十分ではないと考えており、更なる引上げ・緩和が必要と考えています。特に、通常貯金については、日常的な資金の出し入れに用いられるものであるため、限度額管理対象から除外することが最も望ましく、早急な見直しを強くお願い申し上げます。</p>		
14	<p>ゆうちょの限度額の引上げに利用者の一人として賛成します。</p> <p>日本郵便の社長は、ゆうちょ限度額の引き上げについて顧客利便性の向上が目的であり、資金集めが目的ではないと説明しています。</p> <p>報道などによれば、銀行は郵便局に預金が流れることを心配されているということですが、国民からは、むしろ銀行が既得権益を守ろうとしているとしか見えません。</p>	賛同意見として承ります。	なし
15	<p>私が住む地域では、地元の金融機関が撤退し、現在、金融機関としては郵便局と JA くらいしかありませんが、過疎化は着実に進んでおり、JA はいずれ撤退するかもしれません。一方、地元の郵便局長は最後まで撤退しないと言っています。</p> <p>私にはさほどの財産はないものの、このままでは、過疎地にだけに限度額があるという歪な制度になってしまいます。</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものです。</p> <p>将来の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化法の規</p>	なし



No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>ゆうちょの限度額は撤廃すべきです。</p> <p>今回の、ゆうちょ限度額の引上げなどについては一歩前進であり賛成します。</p>	<p>定及び今回の郵政民営化委員会の意見書の内容を踏まえたうえで検討が行われるべきものと考えております。</p>	
16	<p>今回の政令に賛成です。</p> <p>以前、郵政事業の民営化によって便利になるという説明を受けましたが、今までのところ、そうした実感はありません。</p> <p>また、親からの相続した際には、限度額をオーバーし、複雑な手続きに困り果てました。幸い、郵便局員の方に親切に対応いただき無事処理できました。</p> <p>その背景について、局の方からは、行政当局から受ける規制が多いからだと言われました。</p> <p>利用者として、なぜ、ゆうちょに限度額があるのかわかりません。早期に撤廃いただきたいと思えます。</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものです。</p> <p>将来の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化法の規定及び今回の郵政民営化委員会の意見書の内容を踏まえたうえで検討が行われるべきものと考えております。</p>	なし
17	<p>お忙しい所失礼致します。愚見申し上げます。</p> <p>会社員や公務員等が退職後支払われる退職金をゆうちょ口座に入れる事が出来ないと考えられます。1300万円ではなく、5000万円などもう少し高額にすべきです。また、民営化である以上、将来的には無制限とすべきと考えます。</p> <p>ご検討の程宜しくお願い致します。</p>	<p>ゆうちょ銀行の預入限度額については、郵政民営化委員会において、郵政民営化法の趣旨も踏まえ、様々な観点からご審議のうえ、ご判断頂いたものと受け止めております。今回の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、実施するものです。</p> <p>将来の預入限度額規制の見直しについては、郵政民営化法の規定及び今回の郵政民営化委員会の意見書の内容を踏まえたうえで検討が行われるべきものと考えております。</p>	なし
18	<p>そこまでの反対をしないのであるが、その分、郵便局のグローバルサービスの能力も活かして、国民生活に資する様なサービスを行っていくようにしていただきたいと考える（金融庁だけでなく、総務省なども関係ある事であるが。）。</p> <p>各金融機関の ATM の窓口代替・集約を郵便局 ATM で行うように</p>	<p>御意見として承ります。</p>	なし

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>していき、またネットワークサービスについても今より更に充実した、またどの様なセキュリティ専門家が見ても、通常用いられるコモディティ化した技術の範囲内においては非の打ち所が無い様なサービスを提供し、全金融機関の見本的な振る舞いをするように指導していただきたい。</p> <p>(現状では、IB 用ホスト direct.jp-bank.japanpost.jp や direct1.jp-bank.japanpost.jp の SSL/TLS で用いられる暗号スイート設定は低劣である。ECDHE も GCM も用いられておらず、さらには低強度の暗号スイートが優先して用いられるようになっている(なお、金融庁がこの様な話が出来ない省庁であるのであれば、それはフィンテックの分野を担当するに到底足らない程度の知見能力しか持ち得ない事の証左であるので、さっさと国としてフィンテックなど止めてしまわれたい。)。また、各種の手続き等の際に送信されてくる電子メールについても TLS 暗号化(これは S/MIME 等の利用がなされていてもなおなされるべきものである。)がなされていない。この様な有様などが、そもそも発生しない、また指摘されれば即時に修正されるというような組織であってこそ、ISMS の認証にも通るはずであり( IB 用ホストについては内容証明でうちよ銀行に修正するように通告したのに高強度の暗号スイートにしていないのはどういう事かと訝しむ。グループ全体で ISMS も P マークも捨てるべきではないのか(検定ミス・誤情報発信となる事態ではないのか。)。顧客の安全を重要視しているとは思えない。</p> <p>(なお、当然その様な状態について金融庁も知っていると思われるのであるが、金融庁は金融庁で国民・国家の金融分野での安全を重視しているとは思えない。))、そして根拠に基づいての社会的信用を得て、今回の改正の対象となる様な、特に認められた取扱い範</p>		

No.	御意見	金融庁・総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>困を許可されるようになると思われるのであるが、インターネット上においてサービス提供をしているホストの状況を見るだけでもいくつもの問題が存在する事については、遺憾に思う。金融庁も、仮想通貨などにはすぐに飛び付いても、真っ当な業務である、各種事業者の監督はあまりしないようであるが、それでは困るので、今回指摘した様な事について、きっちりと、ゆうちょ銀行（だけでなく金融業界全体であるが。三井住友銀行の SMBC ダイレクトが TLSv1.0 までしかサポートしていない状況について、何度も金融庁に指導求めを行い、内容証明まで用いて通告したのに、依然同社が改善していないのはどういう事か。）に指導を行い、事業者がインターネット上で提供するサービスについて、セキュリティについて、最低、外見上、当座の一般的技術からして妥当（当然、コモディティ化した技術で実現出来る最上のものである。）なものとなるようにされたい。</p> <p>なお、ゆうちょ銀行の資金を用いた投資などは、基本的にあまり望ましくないと考える。</p> <p>運良く信用できる債権を入手出来た際にそれを運用する事などは良いし、また国際社会にも調和している様な安定的な証券を運用するのであればそれは良いのであるが、国民としてはゆうちょ銀行の預金をすって欲しくないと考える。</p>		